

県南広域振興局長告示第194号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成22年10月29日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1（1）名称 北上市仙人休猟区

（2）区域 北上市地内の国道107号と北上市と和賀郡西和賀町の境界との交点を起点とし、起点から国道107号を東に進み市道第6001014号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道第6002034号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道夏油温泉江釣子線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進みさらに南西に進み国有林岩手南部森林管理署1618林班と1620林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林岩手南部森林管理署1618林班と1619林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み北上市と和賀郡西和賀町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

2（1）名称 西和賀町川尻休猟区

（2）区域 和賀郡西和賀町地内の国道107号と町道川尻小繫沢線との交点を起点とし、起点から国道107号を南西に進み町道中村柳沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道下前小繫沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道湯田下左草線との交点に至り、同点から同町道を東に進み主要地方道盛岡横手線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み町道川尻湯田線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み一般県道ほっと湯田停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み町道川尻小繫沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

3（1）名称 西和賀町川舟休猟区

（2）区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と高下川右岸との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南西に進み町道安ヶ沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み国有林岩手南部森林管理署1190及び1186林班と国有林岩手南部森林管理署1185林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林岩手南部森林管理署1186及び1187林班と国有林岩手南部森林管理署1179、1180及び1181林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み国有林岩手南部森林管理署1192林班と国有林岩手南部森林管理署1188林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林岩手南部森林管理署1196及び1199林班と国有林岩手南部森林管理署1201及び1200林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み高下川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

4（1）名称 一関市折壁休猟区

（2）区域 一関市地内の国道284号と一般県道折壁大原線との交点を起点とし、起点から国道284号を西に進み一関市室根町と一関市千厩町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み市道天神線との交点に至り、同点から同市道を東に進み林道上山線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み民有林5006林班と民有林5004、5007及び5008林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに北に進み林道滝の沢線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み林道兵沢線との交点に至り、同点から同林道を北に進み一般県道折壁大原線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで